



## 財政部解釈通達 – 国外投資損失の認定 台湾の在外大使館等の認証の免除

営利事業者が国外投資損失を計上する場合、従来の規定では当該国外被投資事業の損失発生を証明する書類を取得し、台湾の在外大使館・領事館、商務代表又は外国貿易機関の認証又は証明を受けなければならないとされていました。当該認証は文書の形式の確認のみであり、実質的な審査は行われていませんでした。そのため、財政部は国外投資損失の証明書類について、行政の簡便化と国民の利便化を図るため、国外被投資事業所在地の(1)主務機関発行書類、(2)税務機関発行書類、又は(3)所在地又は台湾の会計士監査報告書の3つのうちいずれか1つを取得すれば、台湾の在外大使館等の認証を受ける必要はないとの解釈通達を公布しました。

但し、本解釈通達は中国への適用を除外しているため、中国での投資損失を計上する場合は、関連証明書類は引続き海峡交流基金会及び海峡兩岸関係協会の認証を受ける必要があります。

### 関連法令:

財政部2025年1月7日付台財税字第11304615290号  
解釈通達: 営利事業者の国外投資損失の計上に関する証明書類の認証規定を次の通り緩和する。

一、営利事業者が投資した国外(中国を除く、以下同じ)被投資事業の減資による欠損補填、合併、破産又は清算が行われ、営利事業者が関連国外投資損失を計上する場合、営利事業所得税監査準則第99条第2項の規定に基づき、当該国外被投資事業の減資による欠損補填、合併、破産又は清算が完了したことの証明書類を提示しなければならない。また、台湾の在外大使館・領事館、商務代表又は外国貿易機関の認証又は証明を受けなければならない。但し、提示した上記の国外証明書類が下記の書類のいずれか1つである場合は、認証又は証明が免除される。

(一) 国外被投資事業所在地の**主務機関**が審査・発行した、その減資による欠損補填、合併、破産又は清算の完了に関する書類。

(二) 国外被投資事業所在地の**税務機関**が査定・発行したその減資による欠損補填、合併、破産又は清算の完了に関する**所得税申告書類**。

(三) 国外被投資事業の**財務諸表**が**所在地又は台湾の会計士**による監査を受けた。また、当該会計士の監査を経た減資による欠損補填、合併、破産又は清算完了の旨が記載されている**監査報告書**。

二、営利事業者が投資した国外被投資事業に実質的な経営活動がない場合、営利事業所得税監査準則第99条第2項の但書規定に基づき、その投資損失は再投資した実質的な経営を有する事業の営業上の損失により当該国外被投資事業に損失が発生した場合に限る。営利事業者は当該国外被投資事業及び再投資事業の減資による欠損補填、合併、破産又は清算完了に関する証明書類を添付して、第一項の規定に基づき取扱わなければならない。



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomonok@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617

E annatanaka@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

